

長野県保険者協議会

○保険者協議会の趣旨

都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で医療保険の保険者が共通認識を持ち、連携して地域の特性に応じた保健事業を行う必要があります。

また、生活習慣病対策や、その中でも特に被用者保険の被扶養者に対する対策については、職域保険・地域保険が連携して取り組む必要があります。

そこで、保険者の連携協力と円滑に行い、保険者機能を発揮するため、平成 17 年度に都道府県単位に医療保険の保険者を構成員として、保険者協議会が全国に設置されました。

○長野県の状況

平成 17 年 7 月 27 日に長野県内の市町村国保、国保組合、政管健保（現協会けんぽ）、組合健保、健保連、共済組合、長野県、国保連合会を構成員として「長野県保険者協議会」が設立されました。

また、平成 21 年 4 月 1 日に長野県後期高齢者医療広域連合が、平成 31 年 4 月 1 日には県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会が参画し、平成 31 年 4 月現在で 113 団体となっています。

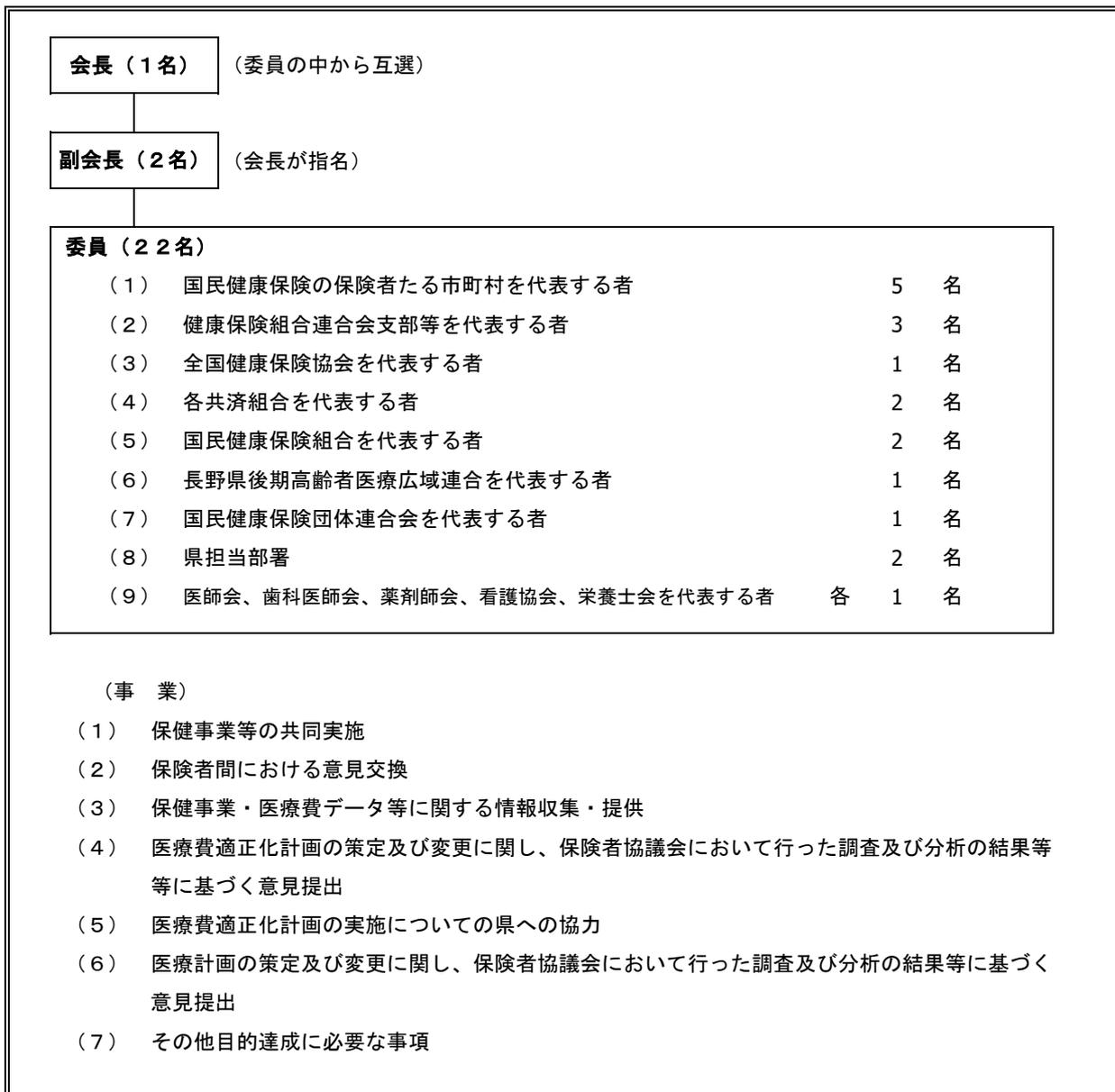
長野県保険者協議会組織図

平成31年4月1日 現在

1 構成員

(1)	市町村国民健康保険		77
(2)	健康保険組合	本部 20	20
(3)	全国健康保険協会長野支部		1
(4)	国民健康保険組合	本部 2	2
(5)	各共済組合	本部 1 支部 3	4
(6)	健康保険組合連合会長野連合会		1
(7)	長野県後期高齢者医療広域連合		1
(8)	長野県国民健康保険団体連合会		1
(9)	長野県健康福祉部		1
(10)	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会		5
		構成員計	113

2 運営組織



専門部会

保健事業部会

部会長（1名）

（部会員の中から互選）

副部会長（1名）

（部会員の中から互選）

部会員（20名）

国民健康保険の保険者たる市町村	4名	（事業）
国民健康保険組合	1名	（1） 保健事業に関する情報の収集
健康保険組合	2名	（2） 各保険者間における保健事業の共同実施
全国健康保険協会長野支部	1名	
共済組合	2名	（3） 医療費データ等に関する情報の収集
長野県後期高齢者医療広域連合	1名	（4） 各保険者間における医療費データ等の共同分析
長野県国民健康保険団体連合会	2名	
長野県担当部署	2名	（5） その他目的達成に必要な事項
設置要綱第3条第2項第9号に規定する団体	5名	

医療計画等関係部会

部会長（1名）

（部会員の中から互選）

副部会長（1名）

（部会員の中から互選）

部会員（21名）

国民健康保険の保険者たる者市町村	4名	（事業）
国民健康保険組合	2名	（1） 医療計画等への意見提出に関する事項
健康保険組合	2名	（2） その他目的達成に必要な事項
健康保険組合連合会長野連合会	1名	
全国健康保険協会長野支部	2名	
共済組合	2名	
長野県後期高齢者医療広域連合	1名	
長野県国民健康保険団体連合会	1名	
県担当部署	1名	
設置要綱第3条第2項第9号に規定する団体	5名	